

知多北部広域連合保有個人情報管理規程

(平成27年12月28日 訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、保有個人情報の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報総括責任者等)

第2条 保有個人情報を総括的に管理するため、個人情報総括責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 個人情報総括責任者を補佐させるため、個人情報副総括責任者を置き、総務課長をもって充てる。

3 個人情報総括責任者に事故があるとき又は個人情報総括責任者が欠けたときは、個人情報副総括責任者がその職務を行う。

4 課における保有個人情報を適切に管理するため、課に個人情報保護責任者を置き、課長をもって充てる。

(特定個人情報等を取り扱う職員等)

第3条 個人情報保護責任者は、特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員及びその役割を指定するものとする。

2 個人情報保護責任者は、前項の職員が取り扱う特定個人情報等の範囲及び特定個人情報等を利用する事務の範囲を指定するものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、関連する法令の定め並びに個人情報総括責任者、個人情報副総括責任者及び個人情報保護責任者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第5条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスをする権限を有する職員及びその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 職員は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスをしてはならない。

(複製等の制限)

第6条 個人情報保護責任者は、職員が行う次に掲げる行為について、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとする。

(1) 保有個人情報の複製又は送信

(2) 保有個人情報が記録されている媒体(以下「保有個人情報の記録媒体」という。)の外部への送付又は持出し

(3) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として個人情報保護責任者が認めるもの

(誤りの訂正)

第7条 職員は、保有個人情報の訂正を行う場合には、個人情報保護責任者の指示に従わなければならない。

(保有個人情報の記録媒体の管理)

第8条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の記録媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じて当該保有個人情報の記録媒体を耐火金庫に保管し、保管場所を施錠する等保有個人情報の漏えい、滅失又は損傷(以下「漏えい等」という。)を防止するための措置を講ずるものとする。

(廃棄)

第9条 個人情報保護責任者は、保有個人情報又は保有個人情報の記録媒体を廃棄するときは、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該保有個人情報の記録媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第10条 個人情報保護責任者は、保有個人情報(保有特定個人情報及び個人番号(以下「保有特定個人情報等」という。))を除く。以下この条、第12条第1項及び第18条第1項において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱状況を記録するものとする。

2 個人情報保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、保有特定個人情報の利用、保管等の取扱状況を記録するものとする。

(アクセス制御)

第11条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、アクセス制御のため、必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第12条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及び定期又は随時に分析するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護責任者は、保有特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及び定期又は随時に分析するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 個人情報保護責任者は、保有個人情報のアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第13条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限を最小限とするため、必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスによる被害の防止等)

第14条 個人情報保護責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止し、被害を防止等するため、必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第15条 個人情報保護責任者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器及び媒体の接続制限)

第16条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、記録機能を有する機器及び媒体の接続による当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(第三者の閲覧の禁止)

第17条 職員は、端末機の使用に当たり、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(委託)

第18条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護責任者は、個人番号利用事務及び個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を委託する場合は、委託先が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

3 個人情報保護責任者は、前2項の場合は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における当該保有個人情報の管理状況を確認し、必要な指導監督を行うものとする。

（再委託）

第19条 個人情報保護責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする場合は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う保有特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるか否かについて、あらかじめ確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の再委託をする場合について準用する。

（事案の報告及び再発防止措置）

第20条 職員は、保有個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、他の職員がこの訓令に違反している事実又は兆候を把握した場合その他の安全確保の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護責任者に報告しなければならない。

2 個人情報保護責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに（直ちに被害拡大防止の措置を講ずることができる場合については、直ちに）被害の拡大防止、復旧等のため、必要な措置を講ずるものとする。

3 個人情報保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、調査の結果を速やかに個人情報総括責任者に報告しなければならない。この場合において、発生した事案が特に重大と認めるときは、当該事案の内容等を直ちに個人情報総括責任者に報告しなければならない。

4 個人情報総括責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を速やかに（同項後段の規定による報告にあつては、直ちに）選任副広域連合長及び広域連合長に報告しなければならない。

5 個人情報総括責任者は、前項の規定による報告をした後、当該報告の内容等を速

やかに（第3項後段の規定による報告にあつては、直ちに）副広域連合長に報告しなければならない。

- 6 個人情報副総括責任者及び個人情報保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のため、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 個人情報総括責任者は、事案の内容、影響の程度等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

（監査及び点検）

第21条 個人情報副総括責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を個人情報総括責任者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護責任者は、課における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報副総括責任者及び個人情報総括責任者に報告しなければならない。
- 3 個人情報保護責任者は、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報を適切に管理するための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

（委任）

第22条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。